

プログラム申込手順

このプログラム申込手順（以下「申込手順」とする）は、別途留学プログラム毎に申込手順が記載されている場合を除き、本誌と本誌裏表紙に掲載された各別冊プログラムに掲載されたすべての留学プログラム（以下「留学プログラム」とする）および下記の手配サービス（以下「手配サービス」とする）に共通して適用されます。なお、当社のホームページ、チラシ、広告等にも掲載のプログラムについては、当該ホームページ等に掲載のお申し込みあるいは予約に関する手順・条件・条項等が適用されますのでご注意ください。

1 オンライン申込方法

以下、申込フォーム（QRコード）より、必要事項をご入力の上お申込みください。お申込みにあたっては、「日仏文化協会留学約款」ならびに「日仏文化協会旅行業約款・手配旅行契約の部」をオンライン上でご確認ください。これに同意のうえお申込みいただくものとします。必要書類は、原則としてオンライン上でご提出いただけます。



※91日以上の留学プログラムにお申込みの場合は、「ビザ取得に関わる重要事項説明書」をオンライン上でご確認ください。同意いただけます。

※郵送によるお申込みをご希望の場合は、書類の郵送による対応も可とします。留学約款（P83-84）、手配サービス条件書（P85）、旅行業約款（P86）をお読みの上、P81の参加申込書に必要事項をご記入・ご署名の上、当社までお送りください。なお、ビザが必要な91日以上の留学プログラムの場合には「ビザ取得に関わる重要事項説明書」にもご署名の上、参加申込書と共に当社までお送りください。

90日以下の留学プログラムの場合	
①	参加申込書 (P81)
②	パスポートのコピー（顔写真のあるページ） 注意：取得・更新中の方は後日送付可（日本出発の14日前までに必着）。パスポートは、シェンゲン協定加盟国出国時に3ヶ月以上の有効期間が残っている必要がありますので、必ずご確認ください。
ビザが必要な91日以上の留学プログラムの場合	
①	参加申込書 (P81)
②	ビザ取得に関わる重要事項説明書 (P82) 注意：①②ともご署名が必要です。
③	パスポートのコピー（顔写真のあるページ） 注意：取得・更新中の方は取得次第送付してください。 パスポートは、シェンゲン協定加盟国出国時に3ヶ月以上の有効期間が残っている必要がありますので、必ずご確認ください。
④	証明写真2枚（4.5cm×3.5cm、スピード写真可、カラー、背景は白地） ※参加申込書に添付していただく写真を含め2枚
⑤	最終学歴の卒業証明書もしくは在学証明書（英文又は仏文） 注意：和文が必要な場合もしくは和文以外の証明書が取得できない場合、フランス語翻訳を必要とするので、必ず個人名・住所は付箋などでアルファベットを振ってください。電子透かし「POPITA@」による証明書ではなく、教育機関の窓口で発行された証明書を提出ください。
⑥	戸籍抄本 注意：フランス語に翻訳する必要がありますので、必ず個人名・住所は付箋などでアルファベットを振ってください。こちらは必ず原本の郵送が必要となります。

※お見積書に別途必要な書類の記載がある場合はそちらも含めてお送りください。

※手配サービス

当社がおお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすること等により留学プログラム前後のホテル等の手配、現地でのタクシーを使った送迎手配、TGV等の列車チケット手配をすることをいいます。

参加申込書送付先

郵送でのお申し込みをご希望の場合、下記の日仏文化協会本部（東京）、もしくは大阪ビューローに書類をお送りください。

日仏文化協会 本部
〒105-0021 東京都港区東新橋1-7-2
汐留メディアタワーアネックス1F-2F
TEL (03) 6255-4100 FAX (03) 6255-4101

日仏文化協会 大阪ビューロー
〒530-0001 大阪市北区梅田2-4-13
阪神産経桜橋ビル2F
TEL (06) 6453-2660 FAX (06) 4797-1033

申込金について（該当する留学プログラム費用に充当されます）

90日以下の留学プログラムの場合

語学留学プログラム：50,000円

研修校、宿泊施設の規定に変更があった場合、別途中間金を申し受ける場合もあります。

またプログラムにより申込金額に変更がある場合は、別途お知らせいたします。

専門留学プログラム：プログラムにより異なり50,000円/100,000円/150,000円などお見積書に明記されます。

ビザが必要な91日以上の留学プログラムの場合

語学留学プログラム：200,000円

ただし、以下の研修校、宿泊施設を選択された方は300,000円：

・サヴォワ・モンブラン大学、ブルゴーニュ大学、ホルドー大学、 스튜디오滞在。

また研修校、宿泊施設の規定に変更があった場合、別途中間金を申し受ける場合もあります。

プログラムにより申込金額に変更がある場合は、お見積書に明記されます。

専門留学プログラム：150,000円

※プログラムにより申込金額に変更がある場合は、お見積書に明記されます。

振込先

みずほ銀行 神谷町(かみやちょう)支店
口座番号 (普)1378139
口座名 日仏文化協会 代表 花井喜則
(はないよしのり)
電話番号 03-6255-4100

※振込手数料はおお客様負担とさせていただきます。

予約・申込締め切り日

原則として申込締め切り日は以下のとおりとなります。

90日以下のプログラム：原則プログラム開始45日前

91日以上のプログラム：原則プログラム開始100日前

年末・年始やGWなど長期間の休みが入る場合はその限りではありません。また語学留学プログラムの大学付属語学学校で秋学期もしくは春学期より受講される方は、別途ホームページ上で申込締め切り日をご案内しておりますので参照ください。

上記締め切り日までに予約・申し込みいただいてもお受けできない場合もありますのであらかじめご了承ください。

なお上記申込締め切り日後にお申し込みをご希望のお客様は当社カウンセラーに相談ください。

この場合、留学プログラムによっては別途特別料金で申し受ける場合もあります。

契約の成立

当社が申込金と参加申込書を含む左記の必要書類を受領し、審査の上お客様に対して「申込確認書」を送付した時点をもってお客様と当社間の契約が成立したものとします。

2 留学プログラム費用と手配サービス代金の振込期限

契約の成立後、「請求書」を送付いたしますので、期限までにプログラム費用残金と手配サービス代金をお振り込みください。手配サービス代金の請求書は、手配終了後に別途お送りする場合もございます。

原則として振込期限は下記のとおりとなります。

90日以下のプログラム：原則プログラム開始30日前

91日以上のプログラム：原則プログラム開始90日前

※振込手数料はおお客様負担とさせていただきます。

留学プログラム費用と手配サービス代金の振り込みが請求書の期日までにない場合、当社はお客様との契約を解除することができるものとします。

中間金について

お客様の希望される研修校・宿泊施設などからプログラム費用の一部前倒しでの支払を求められることがあります。その場合には「請求書」に「中間金」としてその金額と支払期日を記載しますので、その記載に従い当該金額をお振り込みください。

3 留学プログラムの内容※

プログラムに含まれるもの ○ プログラムに含まれないもの × プレミアムサービス (別料金) △ 適用されないもの -		
項目	90日以下のプログラム	91日以上プログラム
入学手続/授業料	○	○
宿泊施設関連/宿泊施設手配、 宿泊費、住居保険、保証金①	○	○
食事	ホームステイ、寮の食事付きプログラムのみ含まれます。	
ご出発までのオリエンテーション	○	○
留学に必要な書類の法定翻訳	-	○②
ビザ申請に必要な書類準備	-	○③
ETIASの申請サポート	△④	-
留守宅とご連絡	○	○
現地サポート	○	○
現地到着時のお出迎え	○	○
生活スタートガイド	○⑤	○
タウンガイド	△	○
担当スタッフによる 電話サポート⑥	○	○
大学・専門学校最終登録の 手続きサポート	△	○⑦
銀行口座開設、移民局のオン ライン登録のためのサポート	-	○⑧
病気、怪我、盗難など、 緊急時のサポート	○	○
帰国送り出しサポート	△	△
上記以外のサポート⑧	△	△

※留学プログラムの内容は、プログラムにより上記内容と異なる場合がございます。本誌裏表紙に掲載された各別冊プログラム及びお見積書に記載の「プログラム費用に含まれているもの」も併せてご確認ください。

※ジュニア留学の「留学プログラムの内容」に関しては、該当する別冊プログラムをご参照ください。

備考

- ① 宿泊施設関連:** ホームステイの場合は滞在費、寮の場合は登録料、家賃など、ステューディオの場合は家賃、不動産手数料、住居保険など。
保証金: <a>語学留学、専門留学で保証金の差し入れが必要な宿泊施設の場合はプログラム費用とは別途に保証金相当額をお預かりし、退去後お客様が負担すべき費用がある場合にはこれら費用を差し引いた残金を返します。
その他の留学プログラムの場合は、宿泊施設への保証金の差し入れは当社の責任で行いますのでお客様から保証金相当額のお預かりはいたしません。宿泊施設の使用により発生した損耗破損などのため、当該宿泊施設より追加費用の請求があった場合にはその費用はお客様が負担するものとします。また宿泊施設の種類、都市により<a>と同様の方法をとる場合もあります。
- ② 留学に必要な書類の法定翻訳:** 91日以上のプログラムに含まれる必要書類の法定翻訳は学生ビザおよび滞在許可証申請に必要な書類のみとなり、それ以外で学校に提出が必要なのは別途法定翻訳の費用がかかります。
- ③ ビザ申請料:** 在日フランス大使館に支払うビザ申請料金は留学プログラムには含まれておらず、お客様が負担するものとします (フランス政府留学局に支払う応募申請手続き料金は、留学プログラムに含まれます)。その他の国のビザ申請については別途ご案内します。
- ④ 2026年後半から開始予定のETIASは申請料20ユーロでプログラム費用には含まれておらずお客様が負担するものとします。**
- ⑤ 生活スタートガイド:** 90日以下のプログラムは現地到着時お出迎えの際に行います。
- ⑥ サポートの範囲:** 研修校、宿泊施設での問題、フランス語学習について、留学生活上の一般的な質問に限らせていただきます。
- ⑦ CVEC:** 研修校により1学年に105€のCVEC負担金を支払う必要があります (2026年2月現在)。
- ⑧ 銀行口座開設、移民局のオンライン登録のためのサポート:** 3ヶ月を超える期間のご滞在中のお客様で、移民局のオンライン登録が必要なビザを取得したお客様のみ対象となります。移民局へ支払う税金は各自ご負担ください。

4 手配サービスの内容

項目	手配サービスが可能なもの ○ 手配サービスができないもの ×
宿泊施設入居前のホテル等の手配	○
現地でのタクシーを使った送迎手配	○
TGVを含む列車のチケット手配	○
観劇、スポーツ観戦などのチケット手配	○
個人旅行の手配	×

※ 詳しくは当社カウンセラーにお問合せください。

5 海外旅行保険

留学プログラムにご参加のお客様は、原則として海外旅行保険 (AIG損保) にご加入いただけます。留学プログラム申し込み後に保険のパンフレット、申込書と返信用封筒を送付しますので、90日以下の留学プログラムお客様はご出発の**10日前**までに、91日以上の留学プログラムのお客様は**5週間前**を目安に、日仏文化協会へ申込書をお送りください。

なお91日以上の留学プログラムにご参加のお客様で、他社で海外旅行保険に加入をご希望の場合は、ご出発の5週間前までに当社にその旨を通知し、保険加入後に証明書のコピーをご送付ください。

6 申込内容の変更・取り消し

(1) 留学プログラム

留学プログラム開始以前

留学プログラム開始以前に、お客様のご都合で研修校、宿舍、都市など留学プログラムの申込内容を変更したり、取り消される場合は、下記の変更・取り消し手数料を申し受けます。なお、変更は1回限りとします。

- お申し込みを取り消したお客様が、そのプログラム開始日より1年以内に開始される別のプログラムを申し込まれる場合は、お支払いになった取り消し手数料のうちの申込金相当額をそのプログラム費用の一部として充当することができます。
- 下記取り消し手数料のほか、研修校・宿泊施設の規定により実費が必要である場合には、追加で実費分を請求することがあります。
- 学費、宿泊料金に限り当該施設の規定により返金可能であれば、経費などを差し引いて返金することがあります。

90日以下の留学プログラム

変更・取り消しの時期	変更手数料 (1回限り)	取り消し手数料
プログラム開始の31日前まで	なし	申込金相当額
プログラム開始の30日前より15日前まで	10,000円+実費	プログラム費用の30%
プログラム開始の14日前より8日前まで	25,000円+実費	プログラム費用の50%
プログラム開始の7日前より2日前まで	50,000円+実費	プログラム費用の80%
プログラム開始の前日	原則として変更不可	プログラム費用の100%

91日以上の留学プログラム

変更・取り消しの時期	変更手数料 (1回限り)	取り消し手数料
プログラム開始の91日前まで	なし	申込金相当額
プログラム開始の90日前より61日前まで	30,000円+実費	プログラム費用の30%
プログラム開始の60日前より31日前まで	50,000円+実費	プログラム費用の40%
プログラム開始の30日前より2日前まで	100,000円+実費	プログラム費用の50%
プログラム開始の前日	原則として変更不可	プログラム費用の75%

プログラム開始以降

プログラム開始以降、当社の責によらないお客様の個人的事由による変更・取り消しは原則として認められません。ただし、当社の判断で、当社が変更・取り消しを認める場合には次の規定が適用されるものとします。

- 変更は一回限りとします。また、変更を認める場合には変更手数料 (90日以下のプログラムの場合50,000円、91日以上のプログラムの場合100,000円) および学費、宿泊料金等の実費 (研修校・宿泊施設の変更等により新たな支払いが必要な場合にはその全額、研修校・宿泊施設の変更によらず差額のみで済む場合には当該差額) を請求いたします。
 - 変更・取り消しのいずれの場合でも既にお支払いいただいたプログラム費用の返金は原則として行いません。ただし、学費、宿泊料金に限り当該施設の規定により返金を受けることが出来た場合には、経費などを差し引いて返金いたします。
- なお、プログラム開始後、当社に無断でお客様がプログラム内容を変更した場合、お客様がプログラムを放棄したものとみなし、当社は一切の責任を負わないものとします。その際の返金もいたしません。

(2) 手配サービス

- 留学プログラム開始以前に、お客様のご都合で手配サービスの申込内容を変更される場合は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更による費用をご負担いただきます。また、当該手配サービス内容の変更によって生ずる手配サービス代金の増額又は減額はお客様に帰属するものとします。
- 留学プログラム開始以前に、お客様のご都合で手配サービスの全部又は一部を取り消される場合は、既にお客様が提供を受けた手配サービスの対価として、又はまだ提供を受けていない手配サービスに係る取消料、違約料、その他の運送・宿泊機関等に対し既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくものとします。
- 手配サービス契約の変更・解除については総合ガイドP85の「手配サービス条件書」の「9. 契約内容の変更」および「10. 契約の解除」が適用されますのでお読み下さい。

その他の注意事項

- 当社が留学・滞在に不適切、もしくは責任を持ってサポートができないと判断した場合は、留学プログラム開始以前、以降に関わらずお断りする場合があります。
- ごく私的な用件に現地スタッフを同行、立会いさせることはお断りします。また、緊急の場合を除いて滞在先現地時間午後9時から午前9時までのサポートはいたしません。
- 現地での個人生活で生じたトラブルや事故、滞在都市以外の個人旅行によるトラブルの責任は一切負いかねます。
- 参加者の個人的な理由でビザが取得できなかった場合、留学・滞在希望国より入国拒否、滞在許可証が発行されなかった場合は責任を負いかねます。
- 本誌記載の留学プログラム費用は2026年2月のユーロ・スイスフラン・カナダドル/円為替レートをもとに計算されております。従って為替市場の変動により、予告なくサーチャージの申し受けや円高還元キャンペーン等による価格の割引を行うことがありますが、これは当社ホームページ、チラシ、広告等で発表いたします。ただし、お見積りベースの場合は、お見積り時点の為替市場を考慮の上お見積りを作成しますので、有効期限内であれば原則としてプログラム費用の変動はございません。また、お客様と当社の契約成立後は、当社は通常為替予約等により為替変動リスクの軽減努力を行いますので、大きな経済情勢の変動がない限りプログラム費用が変動することはございません。しかし契約成立後に当社の責のない理由での契約内容の変更・取り消し・契約不履行があり、為替変動による当社の実損が生じた場合は通常の手数料に加えて為替差損の実費を請求することがあります。